

第5次日田市行政改革大綱

第5次日田市行政改革第1期実行プラン

平成30年度 取組状況報告書

大分県 日田市

令和元年8月

<目次>

1. 第5次日田市行政改革大綱	1
2. 第5次日田市行政改革大綱の推進体制	1
3. 第5次日田市行政改革大綱（第1期実行プラン）の体系	2
4. 平成30年度取組の進捗状況	2
5. 各実施事項の取組状況	3
基本方針Ⅰ．効率的・効果的な行政運営	3
基本方針Ⅱ．行政サービスの質の向上	4
6. 第5次日田市行政改革実行プランの変更について	5

1. 第5次日田市行政改革大綱

本市では、地方自治法第2条第14項（「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」）の基本原則に基づき、昭和60年以降、4次にわたり「行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや職員定員及び給与の適正な管理、市民との協働の推進等の行政改革に取り組み、一定の成果を挙げてきました。

しかし、市政を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、あるいは産業構造の変化等に伴い、市の収入が安定的に増加することが極めて難しい一方、社会保障関連費用や公共施設・インフラなどの老朽化対策費用の増大が避けられないなど、これまでどおりの行政サービスを提供していくには厳しい状況が見込まれます。そういった環境を背景として、行政運営において、市民福祉の向上や地域課題などへの対応は、市民と市民、市民と行政がともに考え、ともに汗を流す「市民協働」を中心とした運営への変革が必要となっています。

このような状況の中、「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の使命を堅持することはもちろんのこと、自主財源の確保に直結する市税の適正な課税や徴収率向上のための取組、公共施設の計画的な管理だけでなく、市民協働によるまちづくりや地方創生に向けた取組が必要であり、それらを実行するため、平成29年度に第5次日田市行政改革大綱の策定を行いました。

この大綱では、平成30年度から令和9年度の10か年間にかけて7の推進項目を定め、平成30年度から令和元年度の2か年（第1期実行プラン）においては32の実施事項に取り組み、行政改革を推進していきます。

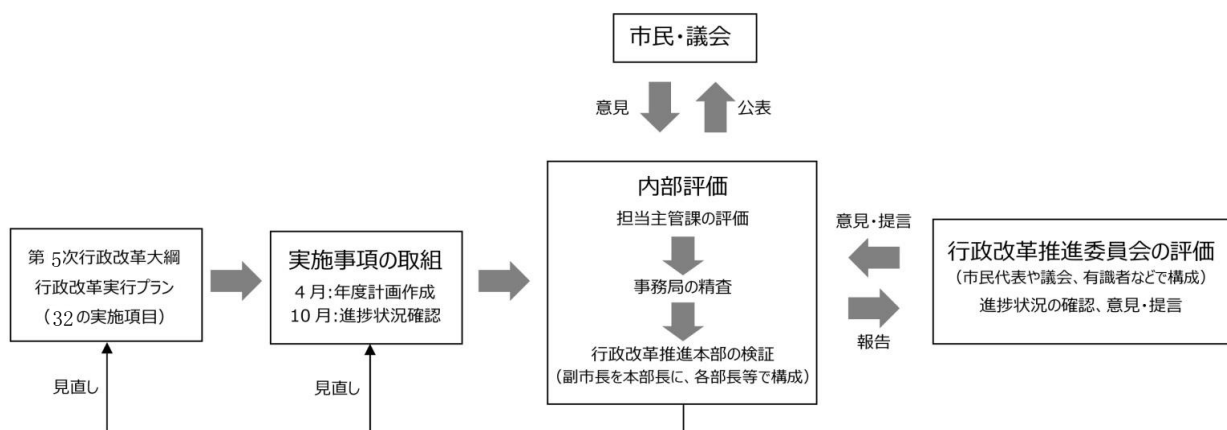
また、第5次行政改革大綱では、行政サービスの質の向上に繋がる取組が重要と捉え、改善目標額の設定は行わず、実行プランの実施事項ごとの実施内容や各年度の取組等の進捗状況を毎年度取りまとめて、進行管理を行います。

計画期間

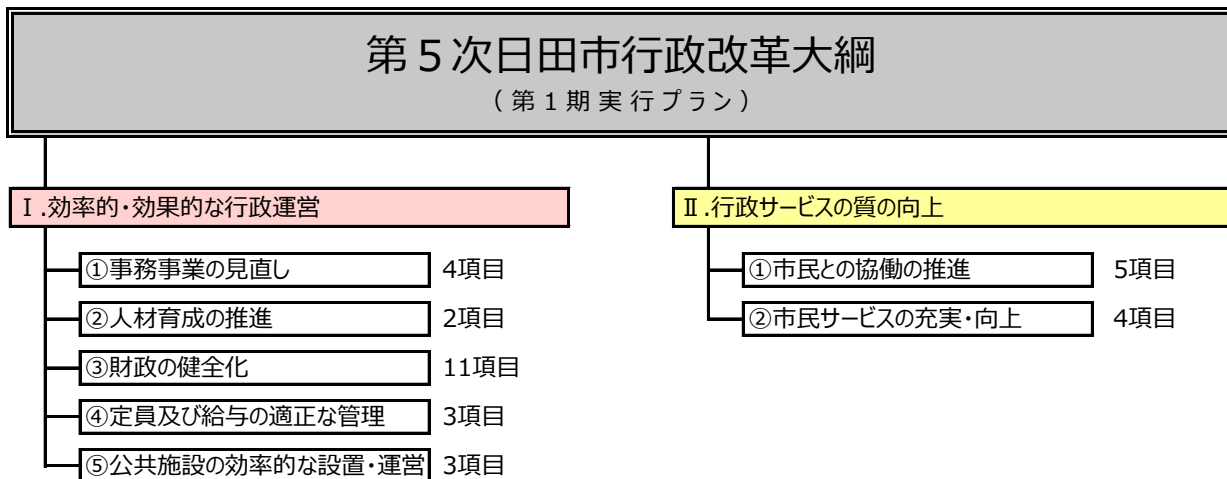
	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
総合 計画	第6次総合計画										
	基本計画（第1期）			基本計画（第2期）				基本計画（第3期）			
行政 改革 大綱	策定	第5次行政改革大綱									
		実行プラン （第1期）	実行プラン （第2期）				実行プラン （第3期）				

2. 第5次日田市行政改革大綱の推進体制

第5次日田市行政改革大綱については、各部（各部課）が第5次日田市行政改革実行プランに基づき、当該年度の取組計画を作成し主体的に推進するとともに、副市長を本部長とする「日田市行政改革推進本部」で推進状況及び進捗状況の確認を全庁的に行います。また、その結果を市民・市議会に公表するとともに、「日田市行政改革推進委員会」に報告し、様々な意見の集約に努め、以後の取組等に反映させていきます。



3. 第5次日田市行政改革大綱（第1期実行プラン）の体系



4. 平成30年度取組の進捗状況

- ・平成30年度を取組初年度とする「第5次日田市行政改革大綱」（H30～R9年度）の進捗状況は以下のとおりです。
- ・第1期実行プランに位置付けている32の実施事項（67の取組）のうち、**7割の取組（48の取組）**について「**実施**」の評価となっています。
- ・「未実施」（7の取組）の主な取組は、「**No.9 施設使用料の見直し**」「**No.2 公文書管理方法の見直し**」となっています。
- ・個別の実施事項の進捗状況は別紙のとおりです。

	推進項目	評価対象 取組数	評価		
			実施	一部実施	未実施
1. 効率的・効果的な行政運営		48	32	9	7
	1 事務事業の見直し	8	4	3	1
	2 人材育成の推進	4	4		
	3 財政の健全化	22	13	3	6
	4 定員及び給与の適正な管理	8	7	1	
	5 公共施設等の適正な配置・管理	6	4	2	
2. 行政サービスの質の向上		19	16	3	
	6 市民との協働の推進	12	10	2	
	7 市民サービスの充実・向上	7	6	1	
合計		67	48	12	7
		100.0%	71.6%	17.9%	10.4%

5. 各実施事項の取組状況

基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進項目	NO	実施事項	担当部署	H30評価			R1評価			R2評価			R3評価			進行管理シートページ番号
				実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	
1. 事務事業の見直し				4	3	1										
	1	行政評価システムの見直し・改善	地方創生推進課	1	1										1	
	2	公文書管理方法の見直し	総務課		1	1									3	
	3	上下水道料金の収納業務及び窓口業務の民間委託	経営管理課	2	1										5	
	4	組織・機構の計画的な見直し	地方創生推進課	1											7	
2. 人材育成の推進				4												
	5	人材育成の推進	総務課	2											9	
	6	職員提案制度の推進	地方創生推進課	2											11	
3. 財政の健全化				13	3	6										
	7	財務書類等を活用した適正な財政運営	財政課	2											13	
	8	補助金の適正化	地方創生推進課		1										15	
	9	施設使用料の見直し	地方創生推進課			4									17	
	10	使用料・手数料の見直し	財政課	3											19	
	11	有料広告事業の活用	地方創生推進課	1		1									21	
	12	税の徴収率の向上	税務課	1											23	
	13	第三セクターの見直し	地方創生推進課	1											25	
	14	ふるさと納税の推進	地方創生推進課	1											27	
	15	上下水道の整理合理化	経営管理課		1										29	
	16	上下水道料金の徴収率の向上及び料金の見直し	経営管理課	1	1	1									31	
	17	簡易水道等の公営企業会計への移行	経営管理課	3											33	
4. 定員及び給与の適正な管理				7	1											
	18	定員管理の適正化	総務課	2											35	
	19	給与の適正な管理	総務課	1											37	
	20	時間外勤務の縮減	総務課	4	1										39	
5. 公共施設等の適正な配置・管理				4	2											
	21	公共施設等総合管理計画の推進	地方創生推進課	1	1										41	
	22	指定管理者制度活用の適正化	地方創生推進課	1											43	
	23	老人福祉センターの民間委託の推進	老人福祉センター	2	1										45	

基本方針 II. 行政サービスの質の向上

推進項目	NO	実施事項	担当部署	H30評価			R1評価			R2評価			R3評価			進行管理シートページ番号
				実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	実施	一部実施	未実施	
1. 市民との協働の推進				10	2											
	24	NPO等との協働の推進	まちづくり推進課	3												47
	25	新しい公共の推進	まちづくり推進課	2												49
	26	情報提供の充実	地方創生推進課	2												51
	27	自主防災組織体制の強化	防災・危機管理課	3	1											53
	28	避難所配置の見直し	防災・危機管理課		1											55
2. 市民サービスの充実・向上				6	1											
	29	窓口業務の効率化	総務課	1												57
	30	緊急時の情報伝達手段の充実	防災・危機管理課 情報統計課	3												59
	31	広聴活動の充実	地方創生推進課	2												61
	32	水郷TVと民間ケーブルテレビとの一元化の検討	情報統計課		1											63
合計				48	12	7										
				71.6%	17.9%	10.4%										

6. 第5次日田市行政改革実行プランの変更について

基本方針 I. 効率的・効果的な行政運営

推進項目	実施事項	令和元年度取組		主管課
		変更前	変更後	
事務事業の見直し	行政評価システムの 見直し・改善 (2ページ)	○市民意識調査結果から施策 指標を設定する ○設定した指標に基づいた令 和2年度実施計画の策定を行 う	○行政評価の結果を実施計画 の策定に活用する	地方創生推進課

変更理由

市民意識調査結果から指標を設定することとしており、基準値となる平成30年度の調査は完了したものの、指標として目標値を設定するためには、令和2年度に実施を予定する第2回目の結果も確認する必要があるため。

推進項目	実施事項	令和元年度取組		主管課
		変更前	変更後	
事務事業の見直し	公文書管理方法の 見直し (4ページ)	○効率的な保管方法について 方向性を決定する ○歴史的価値を有する公文書 の選別基準に基づいた選別・保 管を実施する	○効率的な保管方法について 方向性を決定する ○歴史的価値を有する公文書 の選別基準を策定し、選別・保 管を実施する。	総務課

変更理由

歴史的価値を有する公文書の選定基準の策定については、大分県歴史資料保存活用協議会において選別するための基準設定について、議題にあげるとともに県内市町村の情報収集に努めたが、選別基準の作成にまで至らなかったため、令和元年度に基準を策定するもの。

推進項目	実施事項	令和元年度取組		主管課
		変更前	変更後	
事務事業の見直し	上下水道料金の収 納業務及び窓口業 務の民間委託 (6ページ)	○完了	○業者への業務引継を行う ○窓口業務委託の本稼働を行 う	経営管理課

変更理由

平成31年4月から窓口委託の民間委託を予定していたが、委託内容の精査や効果の検証等、再度内容の見直しを行ったため、委託開始時期を3か月先延ばしすることとなったもの。

推進項目	実施事項	実施内容・実施による効果		主管課
		変更前	変更後	
人材育成の推進	職員提案制度の推 進 (12ページ)	【実施内容】 本制度の必要な見直しを行い ながら、業務の効率化や事務 改善、新規事業の事業化を行 うことで職員意識の改革を行 う。 【実施による効果】 職員の政策形成能力と行政参 画意欲の向上が図られ、市政 の効率的な運営及び市民サー ビスの向上に繋がる。	【実施内容】 本制度の必要な見直しを行い ながら、業務の効率化や事務 改善を行うことで意識改革を行 う。 【実施による効果】 職員の行政参画意欲の向上が 図られ、市政の効率的な運営 及び市民サービスの向上に繋が る。	地方創生推進課

変更理由

人材育成を進める観点から、職員の政策形成への参画意欲の向上を重視して、平成30年度から事業の見直しを行った結果、新規事業の事業化につながる提案は「職員自主研究活動助成制度」で支援し、職員提案制度については事務改善提案へと特化したことにより、求める効果を変更したもの。

推進項目	実施事項	令和元年度取組		主管課
		変更前	変更後	
財政の健全化	施設使用料の見直し (18ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者への周知を行う ○条例改正等の必要な事務手続きを行う ○随時運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○減免団体の基準を整理する ○利用者への周知を行う ○条例改正等の必要な事務手続きを行う ○施設使用料の減免対象範囲を検討する 	地方創生推進課

変更理由

主な施設使用料の減免状況を把握した結果、施設ごとで減免となる対象団体の取り扱いや、対象料金の範囲に差がある状況であった。これまでは、全てを同時に見直しを検討していたが、取組を進めることができなかった。そのため、対象料金の取り扱いの統一については条例規則の整備等に時間を要することから、令和元年度は減免団体の基準の整理を優先して取り組むこととした。対象料金の範囲の見直しについても整理の方法について引き続き検討を進める。

推進項目	実施事項	令和元年度取組		主管課
		変更前	変更後	
公共施設等の適正な配置・管理	公共施設等総合管理計画の推進 (42ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を9.7%削減 ○必要な計画の見直しを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度末と比較して公共施設延床面積を9.7%削減 ○施設個別計画の策定作業を行う ○必要な計画の見直しを行う 	地方創生推進課

変更理由

公共施設等総合管理計画では、市全体の公共施設の総合的な状況把握、方針の策定を行ったが、さらに個別の施設毎の計画を策定することが求められており、具体的な対策内容や実施時期、対策費用を考える必要があるため、本市の関連計画と整合を図りながら、施設個別計画の策定作業を行うもの。

基本方針 II. 行政サービスの質の向上

推進項目	実施事項	令和元年度取組		主管課
		変更前	変更後	
市民サービスの充実・向上	緊急時の情報伝達手段の充実 (60ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ○防災情報、緊急情報を発信する ○確実な情報伝達手段を調査・検討する ○情報伝達手段を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災情報、緊急情報を発信する ○280MHz帯防災行政無線システムの導入 ○情報伝達手段を周知する 	防災・危機管理課 情報統計課

変更理由

平成30年度取組として「確実な情報伝達手段を調査・検討する」を挙げていたが、年度途中で、新たな情報伝達手段として280MHz帯防災行政無線システムの導入が決定し、導入に向けた事業を開始したことから、令和元年度取組を変更するもの。